

どうみん割の利用停止日の決定及び既存予約のキャンセル取扱いについて

令和4年1月25日

「どうみん割」について、昨日、「青森県民による既存予約の停止等について」をお知らせしましたが、その他の既存予約分の利用停止日が決まりましたのでお知らせします。

1 停止対象地域

道内全域（設定している6つの圏域のすべて）

2 既存予約分の利用停止日

事業の再開時期については、「まん延防止等重点措置」の期間終了後、感染状況などを勘案の上、決定されます。

（1）令和4年2月1日(火)から当面の間

2月1日（火）以降にチェックイン・利用する旅行は割引対象外となります。

（令和4年1月21日(金)17:00までに予約したもの）

※ 既存予約の上記停止前の旅行について

既存予約分は、上記の停止開始日時前に旅行が行われた場合には 猶予期間として割引の対象となりますが、感染拡大防止の観点から、旅行は控えていただくよう、利用者へ推奨していただきますようお願いいたします。旅行者からキャンセルの申し出があった場合のキャンセル料は下記3の取扱いと同様となります。

※ 1月31日(月)までにチェックイン・利用する旅行は割引対象となり、当該旅行期間中は「ほっかいどう応援クーポン」も利用可能となります。

※ 新規予約については既に令和4年1月21日(金)17:00より停止となっております。

※ 次の①、②については、昨日お知らせしたとおり、令和4年1月25日（火）以降にチェックイン・利用する旅行が割引対象外となります。

① 青森県民の既存予約分（令和4年1月14日（金）24時までに予約したもの）の利用

② 「北海道と青森県に跨がる交通付き旅行商品（宿泊・日帰り共通）」に関する既存予約分

なお、こちらの①②の既存予約利用停止直後の利用予定分で利用者へ連絡が取れず利用が発生してしまったものなどがあった場合は、別途事務局へご相談ください。

※ 事業の再開時期については、「まん延防止等重点措置」の期間終了後、感染状況などを勘案の上、決定されます。

3 キャンセル料

令和4年1月21日（金）17:00以降、上記に伴う利用者のキャンセル料は無料とし、利用者にとめないでください。（本事業要綱第5条第1項第5号の規定に基づくもの）

事業者の皆様には、キャンセルとなった予約分の割引相当額をお支払いします。

4 事業停止に伴いキャンセルとなった既存予約の割引相当額の支給について

1月21日に発表した「どうみん割」の事業停止に伴い、キャンセルとなった既存予約分については、「どうみん割」の利用があったものとみなして「支援金交付額の範囲内」で、予約に対する「どうみん割本来の割引相当額」を支給いたします。

- あくまでも上記取扱で北海道が負担するのは「キャンセル料」ではありません。停止期間中にキャンセルとなった既存予約分の割引相当額を支給するものとなります。
- 報告内容に虚偽がある場合や不正な申請をした場合には、支援金の交付決定の全部または一部が取消となる場合があります。
- 割引相当額支給の報告方法・取り扱い詳細については、後日改めて公表いたします。

以上になります。

上記取扱の対象となる事業者の皆様におかれましては、既存の予約を有する利用者への連絡等の対応をお願いします。キャンセルとならず、旅行した場合は割引対象外となりますので、十分にご注意ください。

お手数をおかけいたしますが、ご対応のほどお願い致します。

何卒ご理解とご協力の程お願い申し上げます。